

「松川ダム堆砂対策懇談会」

設立趣旨書

松川ダムは、天竜川水系の松川において、洪水調節、水道用水の確保及びかんがいを目的として昭和 50 年に完成した長野県が管理する多目的ダムである。

松川上流域は地形が急峻であることに加え、地質が脆弱で大規模な崩壊地が多く、土砂生産が活発であることから、ダム完成後の昭和 58 年台風などの度重なる出水で、ダム貯水池内に計画を上回る大量の土砂が流入し、利水容量や洪水調節容量内に堆砂が生じ、適切なダム運用に支障をきたしている。

この堆砂問題の解消と、洪水調節計画の予備放流解消による治水機能向上を目的として、平成 2 年度から松川ダム再開発事業を実施している。平成 27 年度末に流入土砂を軽減するバイパス放流設備が完成し、平成 28 年 9 月から試験運用を行うなど、順調に事業が進んでいるところである。

本懇談会は、今後の事業実施にあたり、松川ダムのバイパス放流が施設や環境に与える影響の予測・評価、及び治水機能向上計画案の具体化について、学識経験者等の意見・助言を得ることを目的とするものである。

なお、懇談会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条令により設置された付属機関ではないものとする。

「松川ダム堆砂対策懇談会」

規 約

(名 称)

第1条 本会は、「松川ダム堆砂対策懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的及び開催)

第2条 懇談会は、松川ダムのバイパス放流が施設や環境に与える影響の予測・評価、及び治水機能向上計画案の具体化について、学識経験者等の意見・助言を得ることを目的として、松川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）が開催する。

(構 成)

第3条 懇談会の構成員は別表－1のとおりとする。

2 懇談会に座長を置く。

3 所長は、必要に応じて懇談会に構成員以外の者を招請することができる。

(会議等)

第4条

構成員は所長の承認を得た上で、必要に応じて構成員以外の専門知識を有する者から意見を聞くことができる。

2 会議に提出された資料及び議事要旨は、会議終了後、松川ダム管理事務所（以下「管理事務所」という。）のホームページで公表する。

ただし、特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、非公表とする。

3 会議は令和 6年 3月までの間、開催するものとする。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、管理事務所に置く。

附則

(施行期日)

この規約は、平成29年6月29日から施行する。

規約改正 平成30年 9月28日 WG名簿変更

規約改正 平成31年 3月 5日 委員名簿変更

規約改正 令和 2年 7月17日 会議名称変更

規約改正 令和 4年 4月20日 委員名簿変更

規約改正 令和 5年 4月27日 委員名簿変更

別表－1 構成員名簿

氏名	所属等	備考
猪股 広典	土木研究所河道保全研究グループ 上席研究員	
沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	
小澤 秀明	長野県環境影響評価技術委員会 委員	
鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	
角 哲也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター 教授	座長
瀬崎 智之	国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	
豊田 政史	信州大学工学部 准教授	
溝口 敦子	名城大学理工学部 教授	
森 照貴	土木研究所流域水環境研究グループ 自然共生研究センター長	

敬称略、並びは 50 音順

松川ダム堆砂対策懇談会の進め方

懇談会の進め方

■第1回委員会

【平成29年 6月29日】

- ・設立（規約案等の確認）
- ・再開発事業（バイパス放流設備、モニタリング計画、堆砂対策等）の内容確認
- ・現地調査

■第2回委員会

【平成30年 3月29日】

- ・WGの検討内容の報告
- ・バイパス放流の運用状況とモニタリング調査結果の報告
- ・モニタリング計画の修正等

■第3回委員会

【平成31年 3月 5日】

- ・WGの検討内容の報告
- ・バイパス放流の実績報告
- ・モニタリング調査結果の報告

■第4回懇談会

【令和 2年 7月】（書面開催）

- ・WGの検討内容の報告
- ・バイパス放流の実績報告
- ・モニタリング調査結果の報告

■第5回懇談会 以降

【令和 6年 3月】

- ・バイパス放流の実績報告
- ・長期的なモニタリング調査結果の報告

WGの進め方

■第1回WG

【平成29年11月24日】

- ・治水機能向上計画案の検討

■第2回WG

【平成30年 9月28日】

- ・治水機能向上計画案の検討
- ・排砂方法の検討

■第3回WG（終了）

【平成31年 3月 5日】

- ・排砂方法の検討
- ・意見、助言の集約

※平成30年度に方針を決定

（平成31年度公共事業再評価）

※当面は令和5年度までを予定し、以降の開催は影響評価結果をみて調整。

なお、状況や影響に大きな変化が生じるような出水などがあれば、臨時懇談会の開催を検討。